

報 廣 ま っ だ い

町職員給与改正など議決

松代町議会第四回定例会から

松代町議会第四回定例会は、昨年十二月十八日・十九日の二日間、わたり開催され、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定など、10の議件について議決いたしました。その概要は次のとおりです。

議第一号 松代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(人事院の勧告にもとづき、昭和50年4月1日にさかのぼり、町職員の給与を改正する条例の制定であり、

その概要は別表「給与改定による等級別給料額調」のとおり)
議第二号 松代町災害救助条例の一部を改正する条例の制定について。(救助の実施要件を、住家が滅失した世帯数が八以上八

現行二〇以上Vに達した場合に改正。救助の種類に障害物の除去を加えて、生活困窮者を対象として行なうことを定めたもの)
議第三号 松代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。(法律の制定による不用条文を削除したもの。)

議第四号 松代町一般会計補正予算第六号。(歳入・歳出それぞれ一九六六万七千円を追加して総額一億九千三三八万七千円としたもの。主な内容：…歳入、町税一千五六〇万四千円、地方交付税一千九八万五千円、財産運用収入三〇五万円、町債一二〇万円、財政基金繰入金減△一千三〇〇万円。歳出、給与改正分九一五万六千円。自動化に伴う庁用電話交換設備工事三一五万円、建設機械修繕・借上・燃料費三五〇万円)

議第五号 国民健康保険特別会計補正予算第二号。(事業勘定追加額歳入歳出それぞれ五〇四万円、主な内容Ⅱ歳入、国庫支出金二一四万円、繰越金二六八万円。歳出、給与改正分九八万円、高額医療費三一六万円。診療施設勘定追加額歳入歳出それぞれ一六五万七千円、主な内容Ⅱ歳入、繰越金一三二万円。歳出、給与改正分一九六万円。)

議第六号 簡易水道事業特別会計補正予算第二号。(追加額歳入歳出それぞれ一四二万六千円、主な内容Ⅰ歳入、水道使用料一四二万六千円。歳出、給与改正分三三万円、施設拡張工事ほか維持費一〇九万円。)

議第七号 特別会計農業共済事業補正予算第三号。(追加額歳入歳出それぞれ一二六万九千円。)

謹んで新年のご祝詞を申し上げます

松代町長 秋山 利作



新春を迎えまして、町民皆様のご健勝を心からお祈りいたします。狂乱物価に明け不況に暮れた昨年でございますでしたが、幸いにも当町が計画いたしました各種事業は、皆様の深いご理解とご協力をいただきまして、概ね所期の目的を達成することができました。厚くお礼申し上げます。昭和五十一年は戦後最悪の事態の

なかで、国の財政も極めて厳しい条件のもとに発足することとなりました。このことは当然地方にも反映し、地方財政は、重大な転機に立つ年となることが予想されます。私も就任以来七年目を迎え、この難局に臨み、初心にかえって決意を新たにし、皆様のご期待にそむかないよう最善の努力を尽す所存でございます。将来における新しい農村社会形成のためには、生産基盤の整備をはじめとして、生活環境、住民福祉、教育施設など早急に解決をはからなければならぬ問題が山積しております。これに要する財源は膨大な額に達しますが、極力冗費を節約して重点施策の遂行に徹し、住みよい松代町を創り出してゆきたいと思っておりますので、何とぞ倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

昭和51年1月10日発行
第194号
東頸城郡松代町公民館
館長 関谷 昭平
電話 松代 301番
印刷 松代印刷所

(別表) 給与改定による等級別給料額調

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	単 労	計
改定前の平均本俸円	154,140	130,425	108,900	80,260	67,200	77,416	91,473
改定後の平均本俸円	170,400	144,363	120,550	89,024	74,518	86,162	101,442
平均昇給額円	16,260	13,938	11,650	8,764	7,318	8,746	9,968
平均昇給率%	10.54	10.68	10.69	10.92	10.89	11.29	10.90

付記 1等級 課長の職又はこれに相当する職務
 2等級 係長の職、またはこれに相当する職務
 3等級 主任の職またはこれに相当する職務
 4等級 吏員またはこれに相当する職務
 5等級 吏員以外の職

単労(単純労務)
 ・ 運転主任または機器の運転操作に従事する主任の職
 ・ 機器の運転操作に従事する職
 ・ 運転助手 用務員その他これに類する職務

扶養手当 配偶者は1,000円引上げて6,000円に(現行5,000円) 第1子、第2子は500円引上げて2,000円に(現行1,500円) (子のない場合は親に適用) 配偶者のない扶養親族のうち1人目には500円引上げて4,000円に(現行3,500円) 改定。

住宅手当 借家、借間の職員については家賃、間代の支払額と5,000円(現行4,000円)との差額が6,000円(現行どおり)に達するまでその差額を6,000円を越えるときは、こえる額の2分の1を3,000円(現行2,000円)を限度として支給。支給最高限度額は9,000円(現行8,000円)ただしこの措置により支給額が減額となる場合は、経過措置として51年3月31日まで現支給額を支給することに改定。

通勤手当 交通機関等利用者については全額支給を10,000円(現行8,000円)に、2分の1加算額を加えた最高支給限度額は11,500円(現行9,000円)に、交通用具利用者は片道10km未満1,600円(現行1,300円) 10km以上は2,800円(現行2,300円)に、又、通勤不便地域は、10km~15kmは3,100円(現行2,500円) 15km以上は4,200円(現行3,600円)に改定。

人口のうごき

(昭和51年1月1日)

世帯数	2,071 (-6)		
人口男	4,069 (-9)		
女	4,137 (-2)		
計	8,217 (-11)		
出生	6	死亡	2
転入	7	転出	22
増計	13	減計	24

雪おろしの感電防止
 冬期間の雪おろしにはまわりの電線に充分御注意下さい。
 また断線したれさがった電線には絶対にさわらずに東北電力に御連絡下さい。
 東北電力

(次頁より続く)
 主な内容 Ⅱ 歳入、受取補助金一
 二六万九千円、歳出、給与改正
 分一六万九千円。)

議第八号 土地改良事業の実施について。(室野に圃場整備事業二件を実施するもの。)

議第九号 町道の廃止について。(犬伏下山線総延長二、五五五m、田沢下山線総延長三、〇五〇mを廃止するもの。)

議第十号 町道の認定について。(善宗塚線八松代V総延長九〇mを町道に認定したもの。)

保健衛生シリーズ ⑥

栄養と健康

栄養とは、私達が食物をとり、体を作り、成長、発育、労働の生活を営む上に必要なたらきをすすめるものとなるものです。
 健康こそ最大の幸せであり、これを保つには、栄養のある食物が必要です。それは、ぜいたくな食事でもなく、おごりでもありません。つりあいのとれた食生活が第一条件となるからです。

六つの基礎食品

是非覚えて下さい

つりあいのとれた食生活をする上で、欠くことのできないものに六つの基礎食品があります。これを調和よく毎日食べるのが栄養の

表 1. 6つの基礎食品



補給に最もよいとき
 れています。

1群

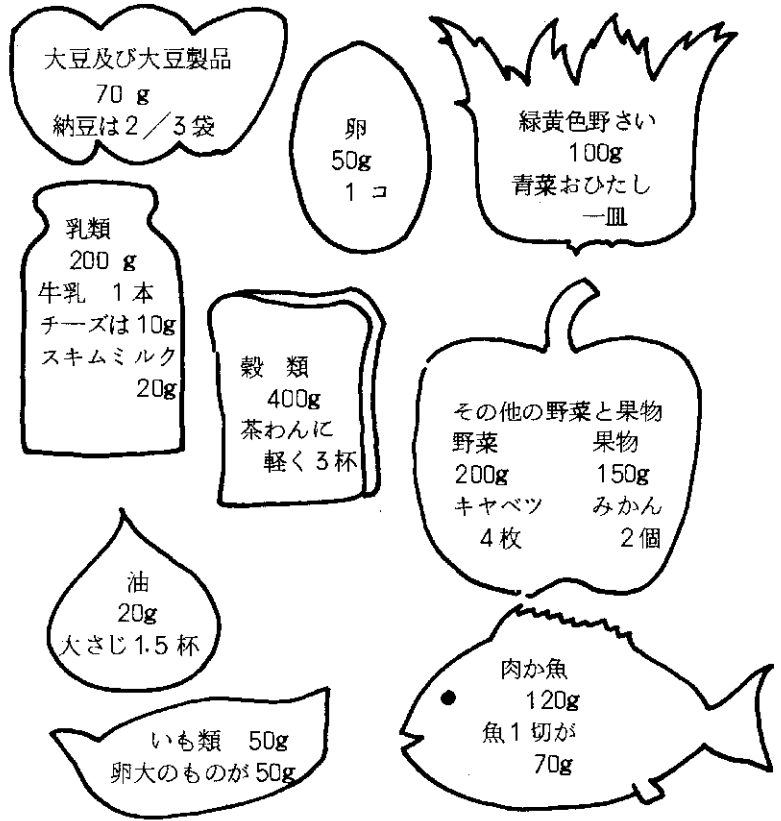
☆緑黄色野菜☆
 ほうれん草など青
 菜類、ピーマン、に
 んじん、かぼちゃ。
 ビタミン類を多く
 含み、体の調子を整
 えます。

2群☆その他の野菜・果物☆

だいこん、白菜、
 ねぎ、きゅうり、も
 やし、きゃべつ、ト
 マト、みかんなどの
 果物類。

体の調子を整え、
 繊維を多く含んで便
 通をよくします。
 (次頁へ続く)

六つの基礎食品



3群☆肉・魚・卵

豆・大豆製品☆

鮮魚、貝、魚貝加工品、獣鳥肉類、くじら肉・卵・大豆、豆腐、油揚げ。

血液や筋肉、毛、皮ふ、爪、神経などすべてたん白質から出来ています。体内で燃え、体温や力を出す働きがあり、一グラムで四カロリーの熱量を出します。

4群☆穀類いも砂糖☆

米、麦、めん類、パン類、砂糖
じゃがいも、さつまいも。

体内で燃えて、体温や力を出します。一グラムで四カロリー、余ったものは、皮下脂肪や肝臓などにグリコーゲンとして貯えられます。

5群☆乳類・小魚・海草☆

牛乳、スキムミルク、チーズ、骨ごと食べる。小魚、わかめ、ひじき。

骨や歯をつくる材料となり、他の栄養素を結びついて、筋肉、血液、消化液などを作る原料となります。

6群☆油脂類

てんぷら油、サラダ油、マーガ

リン、マヨネーズ。

体内で燃え、体温や力を出します。一グラムで九カロリーの熱量を出し、たん白質や糖質より効果的です。野菜に含まれているカロチンの利用を高めます。植物性の油に含まれているリノール酸、リノレイン酸の成分は生命を保つ上に大切な役割をもちます。

栄養のバランスをとるために 毎日これだけ食べましょう

各数値は成人を対象にしたものです。年齢、労働などにより、多少数値は変わります。今までの食生活をふりかえって比べてみて下さい。

足りないものは、どれでしょうか。とりすぎているものは、どれでしょうか。

健康相談

毎月、第二、第四月曜日
午前九時～午後四時
役場一階 保健室で

1月26日 2月9日 2月23日
健康についてご相談のある方は、どなたでもおいで下さい。

恩給法(旧軍人)が改正

該当者は役場へ

普通恩給等が次のとおり改正されました。該当すると思われる方は役場の社会福祉係へ手続き、又はお問い合わせ下さい。

普通恩給

旧軍人で六五才以上の普通恩給受給者については、恩給額が次の計算により増額になります。

実際に兵に服した年数に加算年(特定の職務や戦務や戦地に従事した場合、その種別、實在職年に応じ割増しされた年数)を加えた年数で計算される。

普通扶助料

普通恩給と同様に、六五才以上の普通扶助料受給者の扶助料については、加算年を加えた、年数で計算した額に増額する。

一時恩給

連続して兵役に服した年数が三年以上七年末満の兵(軍人であった頃の階級)に一時恩給を支給する。

一時扶助料

一時恩給受給者が亡くなった場合に、その遺族に一時扶助料を支給する。

高令者

無料職業紹介所

高令者無料職業紹介所は、六五才以上の人で働く意志と力のある人の体力や経験や能力に応じた仕事を考え、就職の道を開いてあげようという機関です。

職業の仕事以外でも高令者の生活一般や社会活動についてのご相談にあずかり、老人福祉の増進をはかるうということ、新潟県社会福祉協議会が運営しているものです。

職業を求める皆さんへ

(次頁へ続く)

年はとっても働いて社会の爲になりたいたい、或いは自力で生活の安定をはかるうという人は、先ず身体の調子をととのえ、進んで仕事にあたらうというお気もちでご相談下さい。紹介所では直接ご事情やご希望をきいて、その人にふさわしい仕事をお世話するようにつとめます。

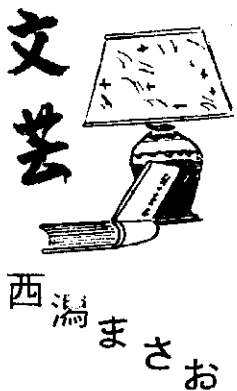
人手を求める皆さんへ

高令者を社会活動に復帰させ、その力を活用することは時代の要請とも言えるようになりました。働く意欲ある高令者を職場にたくみに配置して、よい結果をみた例もよくあります。お仕事の内容をご検討の上、高令者の能力をご活用ください。

求職・求人の方は

求職又は求人の方は、電話では間違いが起りやすいので本人が直接次へ出頭して係員とお話し合いになって下さい。

上越市中央三丁目
上越市母子検診センター内
上越高令者職業無料紹介所



日記抄 (五十年
九月―十二月)
木槿咲けりうす紫の其花は遠い昔
の夢にも似たり

木槿の花の咲く頃知りあい其花の
終る頃別れ再び逢わず

木槿の花の其うす紫の色に似てほ
のかにあわい想い出のひとつ

皮肉を聞き苦笑して帰る道でふと
黙殺と云ふ言葉かなしく思う

うわさもされず誹謗もされずに居
ることを寂しさとも思うがかなし
き日あり

千年青年会

優良青少年団体表彰

千年青年会(会長武田芳夫)がこのほど、青少年育成新潟県民会議から表彰されました。同会議では、善行青少年及び社会奉仕活動等を行った青少年団体(青少年グループを含む)又は、青少年の健全育成・事故防止等に功績のあった者若しくは団体を表彰して、その活動を広く紹介するとともに、青少年健全育成活動の推進をはかることを目的で毎年表彰を行っています。

千年青年会が表彰されたのは、主として、交通事故防止のため、道路傍に運転者に警告する標識を設置する活動を続けたことによるもので、「交通安全宣言地区」の立看板を始めとして毎年表現を変えて工夫し、飲酒運転、スピード違反、無免許運転の絶滅と幼児、老人等の歩行者の安全を図っていること。粗朴な表現や字体等、手作りの立看板は、歩行者や運転者に、ほゞえまじさを感じさせるなど、交通事故防止に大きな役割を果たしている。

このほか、ともすれば、すたれ柴の上まで遂伸びすぎた藤豆の花はさみしやよりどこなく
逢えば先ず調子を問いあいほゞ笑みかわす同年の友を訪へば楽しも難聴もお互故に気も軽く世情の外の話がはずむ

二枚三枚朴の枯葉のこぼれる如く散るのを見つゝ、黙念と居る

うす陽さし舗道にうつる弱々しげな己れの影と共に散歩す

何人かの人に行きあい追いこされ急がず休まずゆっくり歩く

路傍におわす御地藏尊にわけもななく手を振りなどして歩み続けり

霜にあい雪にあいして山茶花のつぼみも色増し冬至となりぬ

がちになる盆踊り、秋祭りなど郷土の行事を青年会が中心となって毎年盛大に実施しており、町内のスポーツ大会には進んで参加し、又、会員で出稼する者には送る会を開催して励まし、海水浴、日帰り旅行などを行って会員相互の親睦と健全育成の活動を積極的に実施している。

戸籍の窓口から

十二月受付分 (受付順)

おたんじょう
おめでとう



- 相沢千恵美 父三男 菅刈 幸左工門
- 宮沢 将志 父邦春 下山 窪田
- 渡辺 和代 父英夫 長女 田畠の家持
- 高橋 幹夫 父要 二男 松代高澄屋
- 室岡久美子 父誠一 二女 田野倉田中
- 佐藤 宏之 父実 長男 室野堂の下

おくやみ
(死亡)



- 齋木千代松 五九才 中子 新宅
- 米持ハル 七五才 室野 前田

お年玉つき年賀ハガキ

―賞品引換えは一月二十日から―
お年玉つき年賀はがきのちゆうせんは一月十五日に行なわれました。お年玉の賞品及び当選本数は次表のとおりですが引換え期間は一月二十日から七月十九日までとなっております。賞品の引換えは忘れないうちに早めに行なうして下さい。

等級	品名	当せん割合	当選本数
一等	折りたたみ自転車	①百万本に三本 ②百万本に二本	六千百本
二等	腕時計	①十万本に二本 ②十万本に一本	三万三千本
三等	封筒とグリーティングカードのセット	千本に二本	五百六十万本
四等	お年玉切手シート	百本に三本	八千四百本

注 表中の①は寄附金つき、②は寄附金なし